

児童生徒性暴力等を行った保育士の資格管理の厳格化について

- 令和4年6月に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）により、児童生徒性暴力等を行った保育士について、登録取消しや再登録の制限などの資格管理の厳格化に関する規定を整備。
 - ※ 資格管理の厳格化に関する改正法の規定は令和5年4月1日施行。データベースに係る規定は公布の日（令和4年6月15日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。
- 改正法を踏まえ、都道府県において資格管理の厳格化に関する運用が適切に実施されるよう基本的な考え方等を示すとともに、保育士による児童生徒性暴力等の防止及び早期発見並びに児童生徒性暴力等への対処に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために基本指針を策定する。（令和5年3月27日付けで厚生労働省子ども家庭局長通知として発出）

改正法の内容

- 改正法においては、児童生徒性暴力等を行った保育士の資格管理の厳格化に関し、以下の事項を規定している。
 - 欠格期間の見直し
 - 児童生徒性暴力等を行ったと認められる場合について、保育士登録を取り消さなければならない事由に追加
 - 児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者及びこれら以外の者のうち保育士登録を受けた日以後に児童生徒性暴力等を行っていたことが判明した者（以下「特定登録取消者」という。）に係る保育士資格の再登録制限
 - 保育士を任命し、又は雇用するものによる都道府県知事への報告義務
 - 特定登録取消者の氏名及び特定登録取消者の登録取消しの事由等に関する情報に係るデータベースの整備 等

※ 改正前との比較等については、次頁を参照。

基本指針（案）の主な内容

- 第1 保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な方針
 - 1 本指針の目的等
 - 2 児童生徒性暴力等の定義
 - 3 国、都道府県、市町村、任命権者等、保育所等の役割
- 第2 保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の内容に関する事項
 - 1 児童生徒性暴力等の防止等に関する施策
 - (1) 保育士に対する啓発
 - (2) 保育士養成課程を履修する学生への理解促進
 - (3) 児童及び保護者に対する啓発
 - 2 保育士による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する施策
 - (1) 早期発見のための措置及び相談体制の整備
 - (2) 保育士による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの措置
 - (3) 保育士登録の取消し
 - 3 保育士の任命又は雇用に関する施策
 - (1) データベースの整備等
 - (2) 保育士を任命又は雇用しようとするときの取組
 - 4 特定登録取消者に対する保育士の再登録に関する施策
 - (1) 特定登録取消者に対する保育士の再登録
 - (2) 都道府県児童福祉審議会の意見聴取

(参考) わいせつ行為を行った保育士に対する資格管理の厳格化 見直し内容

改正事項		保育士（児童福祉法）（現行）	教員（教育職員免許法等）	保育士（児童福祉法）（見直し内容）
欠格期間	禁錮以上の刑に処せられた場合	執行を終わった日等から起算して 2年	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり
	罰金の刑に処せられた場合	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して 2年	—	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して 3年
	登録取消・免許状失効等による場合	登録取消の日から起算して 2年	免許状失効等の日から 3年	登録取消の日から起算して 3年
登録取消等の事由	登録の取消・免許状失効等を行わなければならない場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・教職員が懲戒免職等の処分を受けた場合 （わいせつ行為を行った場合には、原則として懲戒免職とするよう求めている）	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合 ・わいせつ行為を行ったと認められる場合
	登録の取消・免許状失効等を行うことができる場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合	<取消事由> ・教員にふさわしくない非行の場合 ・故意による法令違反の場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合
わいせつ行為を行った者の再登録等の制限		欠格期間経過後は再登録の申請が可能	わいせつ行為を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる（※）	わいせつ行為を行ったことにより登録を取り消された者については、その後の事情から再登録が適当である場合に限り、再登録することができる
わいせつ行為により登録取消・免許状失効した者の情報把握		—	わいせつ行為により免許状が失効等した者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った教員の情報を、教員を雇用する者等が把握できるように仕組みを構築する（※）	わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った保育士の情報を、保育士を雇用する者等が把握できるように仕組みを構築する

注 わいせつ行為とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する「児童生徒性暴力等」を指す。

※ 法の規定に基づく対応